

仕様書

(ヘリコプター用飛行訓練装置による模擬計器飛行訓練)

京都市消防局総務部施設課

(担当:石田 菱野 075-212-6647)

この仕様書は、京都市消防職員が受講する、ヘリコプター用飛行訓練装置を使用した訓練について定めるものである。

1 訓練受講者

訓練受講者は7名とする。

2 訓練期間及び訓練数

令和8年7月1日から同年12月31日までの間に6訓練

令和9年1月1日から同年3月31日までの間に7訓練

3 訓練内容

ヘリコプター用飛行訓練装置を次のとおり操作する。

- (1) 各訓練者の訓練日時は重複せず、連続する2日間を1訓練とし、午後から開始し、2日目の午前中に終了する。
- (2) 1日の操作時間は3時間15分を基本とし、1訓練で6時間30分の操作を行う。
- (3) 操作は、1訓練で6時間の計器飛行経験が充足できる状態で行う。

4 訓練場所

受託者の飛行訓練装置設置場所とする。

5 使用する飛行訓練装置の要件

- (1) 国土交通大臣の認定を受けた飛行訓練装置であること。
- (2) 回転翼航空機（ヘリコプター）を模擬した飛行訓練装置であること。
- (3) ビジュアル装置を装備した飛行訓練装置であること。
- (4) 広域航法に対応した飛行訓練装置であること。

6 その他

- (1) ヘリコプター用飛行訓練装置の操作前後にブリーフィングを実施すること。
- (2) 連続する2日間を1訓練とし、1訓練終了ごとに訓練実施証明書を発行すること。すべての訓練が終われば完了報告書を発行すること。
- (3) やむを得ない事由により訓練を連続する2日間で実施できない場合は、当局担当者と訓練日時を協議の上実施し1訓練とすること。
- (4) 訓練場所までの交通費及び宿泊費は、京都市の負担とする。
- (5) この仕様書について疑義が生じ、又は変更が生じるおそれのあるときは当局担当者と協議すること。